令和６年度　伊東市長寿ふれあい交流事業助成金手続き等の流れ

交流事業

高齢者との親睦・交流を目的としたバス旅行を実施する団体（参加人数２０人以上でそのうち６５歳以上の割合が２／３以上）に対し、バスの借上げ料の一部（バス借上げ料の１／３相当額、ただし４万円を上限とする）と参加した市内在住の高齢者２０人超の人数×１，０００円を助成します。

＜事例：●●町内会の場合＞

【事業の計画】 ●●町内会では高齢者との交流を図るため★★市にある花公園へバス旅行を計画。１０月１０日（火）９時出発予定、**参加者２５人（うち高齢者２３人）**と見込み、バス会社へ見積りを依頼した。町内で案内チラシを作成し事前申込制とし参加者を募った。

【申請手続き（約２～３週間前）】 ●●町内会→市へ（申請額：４３，０００円）

※申請額の計算方法は、別紙「長寿ふれあい交流事業実施計画書記入例」をご覧ください。

「①補助金等の交付申請書」に「②長寿ふれあい交流事業実施計画書」、「③バス会社の見積書」、「④旅行程表」を添付して、市役所高齢者福祉課にご提出ください。

【交付決定通知】 市→●●町内会へ（交付決定額４３，０００円）

上記の申請書に基づき、交付決定額を通知します。

【請書の提出】 ●●町内会→市へ　*【交付決定通知】*の通知書と一緒に同封されています。

【事業の実施（バス旅行）】

回覧板等で広報した結果、見込み通り２５人の申し込みがあり、事業を実施した。

バス借上げ料は１２６，０００円（市助成金は４３，０００円）

【事業完了（バス旅行後）に関する手続き】 ●●町内会→市へ（報告額４３，０００円）

① **＜未提出の場合＞請書**　※上記３つ前の*【交付決定通知】*の通知書と一緒に同封されています。

② **補助事業等完了報告**　※事前申請時と同じ「印鑑」を持参の上、高齢者福祉課にご提出ください。

③ **長寿ふれあい交流事業参加者名簿（第２号様式）**

④ **長寿ふれあい交流事業収支精算書**

⑤ **請求兼領収書（※押印必要）**※振込する通帳と照会し、口座名義や口座番号の確認をお願いします。

※訂正箇所がある場合もありますので「印鑑」を持参ください。

⑥ **振込口座の通帳の写し（銀行支店名・口座番号等の記載面）※本年度初めて申請を行う団体は必須**

⑦ **バス借上げ料の領収書**

⑧ **集合写真**　※伊東市のホームページにて活動の報告をする場合があります。

【助成金の支払い（完了報告から約１か月後）】 市→●●町内会

完了報告書類を精査し、助成金の確定額を通知します。

完了報告書類の提出から「約１月後」に指定の口座に助成金を振込させていただきます。